

事務連絡
令和3年3月1日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部

給付金支給日の変更について

このことについて、これまで毎月20日までに支部へ請求書等の提出があったものについては翌月16日に支給していましたが、令和3年4月以降は原則として、翌月の20日支給に変更します。

なお、災害等の影響により支給が遅れる場合は、事前にホームページ等でお知らせします。

例) 令和3年6月の支給日 → 令和3年6月18日(金)
(6月20日が日曜日のため、前金融機関営業日)

【参考】公立学校共済組合神奈川支部HP→手続きナビ/短期給付の手続き→共済組合手続きの手引き(短期給付編)→その他/短期給付に係る標準処理期間

問合せ先
給付グループ
担当 前村、佐野
電話 045-210-8179